

競争参加者の資格に関する公示

西普天間住宅地区(28)磁気探査業務に係る共同体としての競争参加者の資格(以下「共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

本公告に記載の工事は、競争参加資格審査申請書を共通化できる2件の業務を対象に、一括して公示し、資格審査を実施する試行業務です。

なお、業務ごとに構成員の異なる組合せによる共同体を結成することは認められません。

平成29年1月12日

沖縄防衛局長 中嶋 浩一郎

◎ 調達機関番号 010 ◎ 所在地番号 47

1 業務概要

(1) 業務名

① 西普天間住宅地区(28)磁気探査業務(その1)

② 西普天間住宅地区(28)磁気探査業務(その2)

(2) 業務内容 本業務は、キャンプ瑞慶覧返還跡地内（西普天間住宅地区）において以下の業務を行うものである。

①

1. 水平探査（経層探査） 約100,000㎡

2. 土工事 掘削及び埋戻し約52,000㎥

②

1. 水平探査（経層探査） 約85,000㎡

2. 土工事 掘削及び埋戻し約40,000㎥

(3) 履行期限 平成29年8月31日

2 申請の時期

平成29年1月12日から同年1月27日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

なお、平成29年1月28日以降（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、開札の時までに共同体としての資格の決定を受けてい

なければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（西普天間住宅地区（28）磁気探査業務）」（以下「申請書」という。）は、平成29年1月12日から〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局総務部契約課 098-921-8131

（内線155）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における平成27・28年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「測量」、「地質調査」、「コンサルタント（環境等）」のいずれかに係る級別の格付を受けた者によ

る組合せとする。ただし、それぞれが単体として沖縄防衛局に競争参加を希望していること。

ウ 沖縄防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（平成26年11月4日付装備施設本部長公示）4（2）に該当しないものであること。

オ 共同体の代表者は、防衛省競争参加資格において、「測量」、「地質調査」、「コンサルタント（環境等）」のいずれかに係る級別の格付「A」を受けた者。

代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格において、「測量」、「地質調査」、「コンサルタント（環境等）」のいずれかに係る級別の格付「C以上」を受けた者。

（2）業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実

施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(1)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体とし

ての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 共同体の名称は、「西普天間住宅地区(28)磁気探査業務 ○○・○○共同体」とする。